

Cool head but Warm heart



高木宏壽

高木宏壽の活動内容はホームページやSNSで配信中!

公式 HP https://hirohisa-takagi.jp/

Instagram https://instagram.com/takagi_hirohisa?utm_medium=copy_link Facebook https://www.facebook.com/takagi.hirohisa Twitter https://mobile.twitter.com/takagi_hirohisa



高木ひろひさ政経セミナーを開催。 第210回臨時国会がはじまりました。

過日、高木ひろひさ政経セミナーを開催させていただきました。

日頃からご支援いただいております地元の皆さま方をはじめ、伊東良孝党道連会長、片山さつき参議、高橋はるみ参議、真弓明彦道経連会長をはじめ、多くのご来賓の方々にご多忙の中、駆けつけていただきました。心から御礼申し上げます。

当選同期の盟友、小林鷹之経済安全保障担当大臣は、急遽閣議に出席することになり、リモートでの講演となりましたが、経済安全保障について丁寧で分かりやすく話していただき、大変好評でした。

伊東党道連会長からは、夏の参院選で自民党が目標の2議席を獲得したことに触れ「高木札連会長としての素晴らしい働きのおかげ」と称え、「幅広い分野に精通した高木氏は皆さんの期待に120%応えてくれる」と身に余るお言葉をいただきました。

党金融調査会の会長を務める片山さつき参議からは、会計・経理・税務に通じる「金融のプロ」として太鼓判を押していただき、コロナ禍・ロシア禍においても、絶対に北海道で連鎖倒産は起こさないよう徹底的に経済浮上のため、二人でタッグを組んで共に頑張っていくと力強いご挨拶をいただきました。さて、このたび第210回臨時国会が開会しました。

我が国は今、急速な円安によるエネルギー価格の上昇や物価高、世界経済の減速という困難な課題に直面しており、また中国の海洋覇権、北朝鮮による連日の弾道ミサイル発射や、ロシアによるウクライナ侵攻など、東アジアの安全保障環境は非常に厳しさを増しています。

国民生活に直接影響する物価高・景気対策、そして感染症対策により、コロナを乗り越え、日本経済を力強く前に進めていき、外交防衛・経済・食料の安全保障に山積する諸問題の解決に向けて、しっかり国会で議論し、私に与えられた職責を果たすために、これからも全力で取り組んでいきます。



小林鷹之経済安全保障担当大臣

リモートでの講演の様子



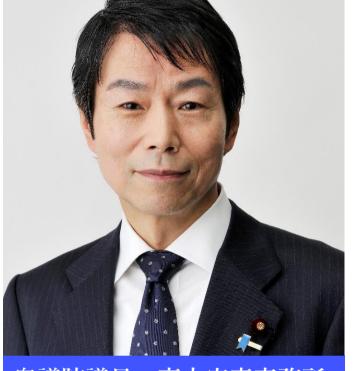
伊東良孝 自民党道連会長



片山さつき 参議院議員



高橋はるみ 参議院議員



衆議院議員 高木宏壽事務所

〒062-0020

北海道札幌市豊平区月寒中央通5-1-12

TEL: 011-852-4764 FAX: 011-852-0221

⊠ hiro.takagi@tune.ocn.ne.jp





高木宏壽 衆議院議員

経済安全保障推進法の概要

(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律)

法律の趣旨

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

法律の概要

1. 基本方針の策定 等

- ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
- ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない。

2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度

国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定

・国民の生存に必要不可欠又は国民 生活・経済活動が依拠している物 資で、安定供給確保が特に必要な 物資を指定

事業者の計画認定・支援措置

- ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定
- ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップローン等の支援

政府による取組

・特別の対策を講ずる必要がある 場合に、所管大臣による備蓄 等の必要な措置

その他

・所管大臣による事業者への 調査

3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

審查対象

- ・対象事業:法律で対象事業の外縁(例:電気事業)を示した上で、政令で絞り込み
- ・対象事業者:対象事業を行う者のうち、主務省 令で定める基準に該当する者を指定

事前届出·審査

- ・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出
- ・事前審査期間:原則30日(場合により、 短縮・延長が可能)

勧告·命令

・審査の結果に基づき、妨害行為を防止する ため必要な措置(重要設備の導入・維持 管理等の内容の変更・中止等)を勧告・ 命令

4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託(シンクタンク) 等を措置。

国による支援

・重要技術の研究開発等に対する 必要な情報提供・資金支援等

官民パートナーシップ(協議会)

- ・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置
- ・構成員:関係行政機関の長、研究代表者/従事者等
- ・相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務

調査研究業務の委託 (シンクタンク)

・重要技術の調査研究を一定の能力を 有する者に委託、守秘義務を求める

5. 特許出願の非公開に関する制度

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。

技術分野等によるスクリーニング (第一次審査)

・特許庁は、特定の技術分野に属する発明 の特許出願を内閣府に送付

保全審査(第二次審査)

- ①国家及び国民の安全を損なう事態を生 ずるおそれの程度
- ②発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等を考慮

保全指定

・指定の効果:出願の取 下げ禁止、実施の許可制、 開示の禁止、情報の適正 管理等

外国出願制限

補償

施行期日

·公布(令和4年5月18日)後6月以内~2年以内 ※段階的に施行